

神奈川県高校生等奨学給付金 (新入生対象一部早期給付・国公立)

～授業料以外の教育費に活用していただく返還不要の給付金です～
生活保護(生業扶助)受給世帯・住民税所得割非課税世帯が対象です

- ◆ 通常申請の奨学給付金は7月から受付を開始し、1年分を一括給付しますが、令和2年度新入生のうち、希望される方は4月～6月分(年額の4分の1)を前倒して受給することができます。
- ◆ 7月～翌年3月分も受給を希望される場合は、後日(7月以降)別途申請が必要になります。
- ◆ 7月以降受付を開始する通常申請でお申込みいただく場合は、1年分を一括給付します。

1 申請できる方 令和2年4月1日現在で次の要件のすべてを満たす世帯**(1) 保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。**

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。(早期給付制度がない都道府県もあります。)

(2) 生活保護(生業扶助)受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。

- 保護者の年収目安が約270万円未満※の世帯が対象となります。

※ 4人家族(両親・子ども2人)の場合の目安です。家族の人数等によって年収目安は変わります。

<生活保護(生業扶助)受給世帯(以下「生活保護世帯」という。)>

4～6月分の給付は令和2年4月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる書類で確認し、7月～翌年3月分の給付は令和2年7月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる書類で確認します。

<住民税所得割非課税世帯(以下「非課税世帯」という。)>

4～6月分の給付は令和元年度(平成31年度)の課税証明書等により確認し、7月～翌年3月分は令和2年度の課税証明書等により確認します。

※一部早期給付では個人番号(マイナンバー)を利用しません。

- 一定の収入があるにもかかわらず、海外赴任等のため非課税の場合は対象外となります。

(3) 対象となる高校生等が新入生として高等学校等に在籍していること。

- 高等学校等とは、高等学校(別科を除く。)、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。
※ 高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科を含みます。
- 高校生等とは、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等が児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。

2 申請期限(1回目) 令和2年6月30日(火)

- 令和2年7月から通常申請を受け付けます。**お急ぎでない方は、通常申請でお申込みください。(通常申請の場合年1回の申請で年額を給付します。)**
- 高校生等を複数名扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期(1回目) 申請した月の2か月後の末頃を予定(8月末頃支給)

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります

4 申請書提出先

令和2年4月1日に在学する(していた)学校の事務室

5 支給条件 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します

- 授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等）に係る費用に対して支給しますので、学校納付金に未済がある場合は、奨学給付金支給額を未済額に充当します。
- 授業料以外に学校へ納付するPTA会費等の納付金に未済がないことについて学校長の確認が必要となります。
- 1回目の申請では年額の4分の1(4月～6月分)を支給します。残りの年額の4分の3(7月～翌年3月分)の支給を受けるためには、7月以降に2回目の申請が必要となります。
- 2回目の申請では、原則として年額の4分の3の支給となりますが、世帯の収入状況の変化等により、支給ができない場合や額が変更となる場合があります。

6 支給額 世帯区分及び在学する学校の課程により支給額が異なります 「給付対象者及び給付額確認シート」を参照してください。

● 対象となる高校生等1人あたりの支給額（1回目の申請・4月～6月分）

世帯区分			全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護世帯			8,075 円		9,125 円
非課税世帯	15 歳以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹が	いない	21,000 円	9,125 円	
		いる	32,425 円		

● 対象となる高校生等1人あたりの支給額（2回目の申請・7月～翌年3月分）

世帯区分			全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護世帯			24,225 円		27,375 円
非課税世帯	15 歳以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹が	いない	63,000 円	27,375 円	
		いる	97,275 円		

※ 世帯の収入状況の変化等により、2回目の給付がない場合や1回目と異なる世帯区分となる場合があります。

7 提出書類(1回目)

提出前に記入漏れや添付書類の漏れがないことを確認してください
不備があると支給が遅くなります

(1) 生活保護世帯・非課税世帯共通

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書
- ② 振込先口座を確認できる書類(預貯金通帳等のコピー)

※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別(普通口座又は貯蓄口座)、口座番号及び口座名義人(カナ)がわかる部分の通帳のコピーを提出してください(通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。)

(2) 生活保護世帯の方 ※専攻科の高校生等を除く。(専攻科の高校生等は(3)参照)

(1)の書類に加えて、令和2年4月1日現在、生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる次の①②の証明書のうちいずれかを提出してください。

① 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(第2号様式)

※学校または県ホームページから様式を入手し、福祉事務所で発行してもらってください。

② 生活保護受給証明書の原本又はコピー

申請の対象となる高校生等について、令和2年4月1日現在、生業扶助が支給されていることについて記載されている証明書を福祉事務所で発行してもらってください。

このお知らせを担当のケースワーカーに確認いただき、必要な書類の発行を依頼していただくと手続きが円滑に進みます。

(3) 非課税世帯の方

(1)の書類に加えて、次の①～③の書類を提出してください。

① 令和元年度(平成31年度)の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)であることが確認できる次のア～ウのいずれか(保護者等全員の提出が必要です。)

ア 令和元年度(平成31年度)市町村民税・県民税 非課税証明書の原本又はコピー

イ 令和元年度(平成31年度)市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー

ウ 令和元年度(平成31年度)市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー

② 対象となる高校生等の健康保険証等のコピー

③ 兄弟姉妹の健康保険証等のコピー(次の条件に該当する場合のみ)

申請者が、令和2年4月1日現在、対象となる高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹(平成9年4月3日～平成17年4月1日生まれ)を扶養している場合

神奈川県外から転入された場合や、転職等により健康保険証等が変更となった場合など、必要に応じて追加書類をお願いする場合があります。

8 提出書類(2回目)の注意点 詳細は通常申請の案内をご確認ください。

● 生活保護世帯の方は、令和2年7月1日現在、生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる書類を提出していただくことになります。

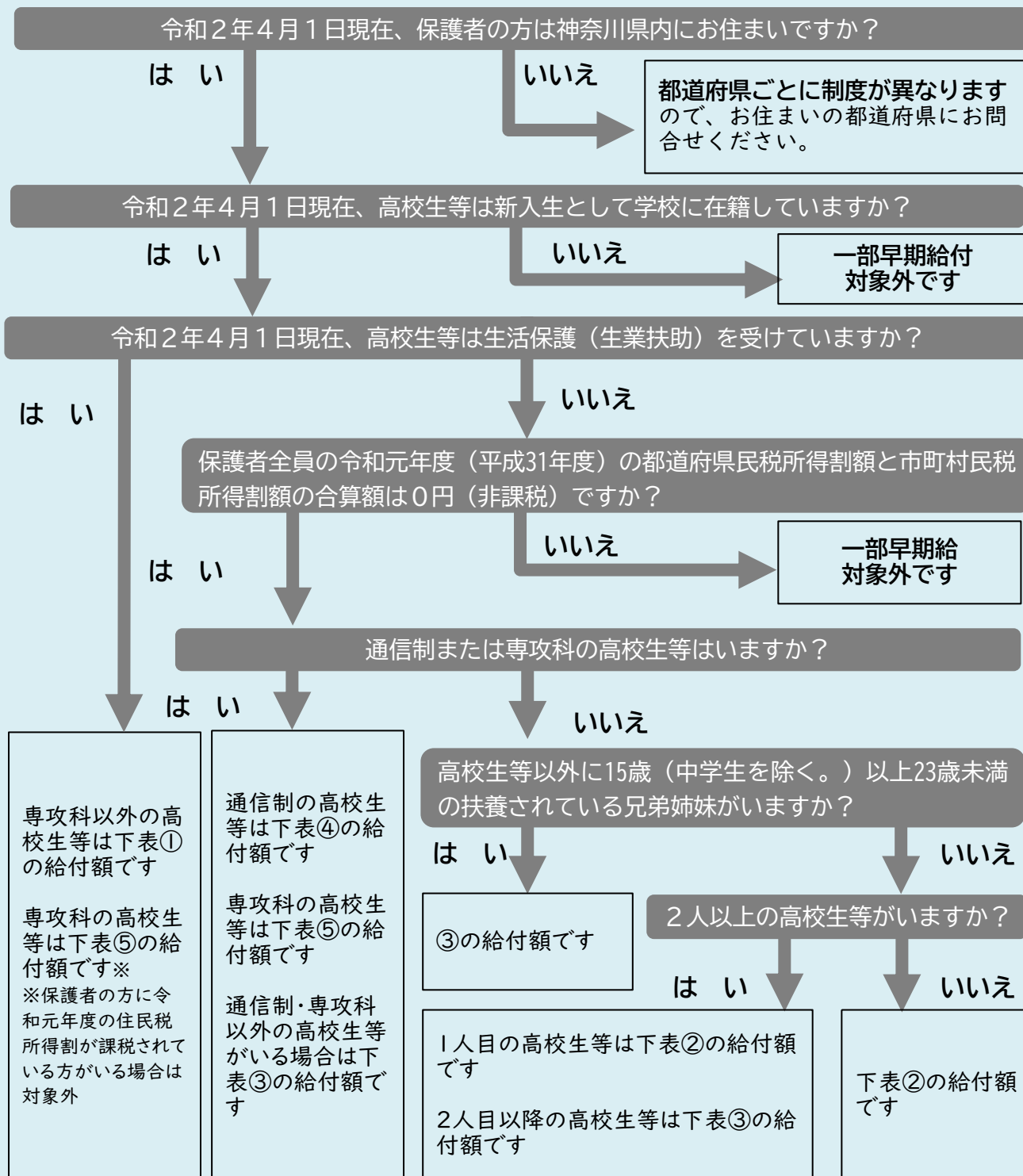
● 非課税世帯の方は、令和2年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)であることが確認できる書類を提出していただくことになります。

また、兄弟姉妹の健康保険証のコピーの提出は、令和2年7月1日現在、対象となる高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹(平成9年7月3日～平成17年7月1日生まれ)を扶養している場合となります。

9 申請書の誓約・委任欄

申請書裏面に【5】誓約・委任欄がありますので内容を必ず確認していただき、署名してください。

高校生等奨学給付金（一部早期給付）給付対象者及び給付額確認シート



給付額 4月1日と7月1日の世帯状況に基づき下記の額を給付します。

世帯状況	4月～6月分	7月～翌年3月分	合計
①生活保護世帯（全日制・定時制・通信制）	8,075円	24,225円	32,300円
②非課税世帯 第1子（全日制・定時制）	21,000円	63,000円	84,000円
③非課税世帯 第2子（全日制・定時制）	32,425円	97,275円	129,700円
④非課税世帯（通信制）	9,125円	27,375円	36,500円
⑤非課税世帯（専攻科）	9,125円	27,375円	36,500円

※世帯の収入状況の変化等により上記の合計と異なる給付になる場合があります。